

社会福祉法人平成会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成会の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

理 事 会 出 席 報 酬	報 酬 (日額)
	7, 0 0 0 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

評議員会出席報酬	報 酬 (日額)
	7, 0 0 0 円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことが

できる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、当法人旅費規程により報酬(日当)及び旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

(旧規程の廃止)

平成21年12月22日より実施の役員報酬規程は平成29年3月31日を以て、これを廃止する。

平成12年8月19日より実施、平成14年3月25日改正、同年4月1日実施の役員旅費規定は平成29年3月31日を以て、これを廃止する。

(一部改正)

この規程は、平成29年12月1日より一部改正する。

別表 1

名 称	報 酬	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 (日額)	7, 0 0 0 円	
業 務 執 行 理 事 業 務 報 酬 (日額)	7, 0 0 0 円	職員との兼務 がない場合
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 (日額)	7, 0 0 0 円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 (日額)	7, 0 0 0 円	